**令和６年度　観光情報発信業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１ 公募の概要**

　⑴公募の目的

長期的な観光入込数を支えるため、観光客の呼び込みや消費拡大に向けたプロモーション、来訪者の利便性向上のための情報提供を一体的に行う。戦略的な情報発信により、新規の観光客だけでなく、リピーターの獲得にも繋げる。

この実施要領は、受託事業者選定にあたり、実績や能力、業務実施にあたって専門的な視点からの提案等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

⑵ 業務委託の内容

「観光情報発信業務委託仕様書」のとおり

⑶ 委託期間

　　契約締結日から令和７年３月21日（金）まで

⑷ 委託上限額

8,675千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。本業務の契約金額を示すものではない。

⑸ 委託額の目安

|  |  |
| --- | --- |
| 業　務 | 委託額（目安） |
| 広告宣伝 | 4.510千円 |
| パンフレット類の作成 | 3,300千円 |
| 独自性のある業務 | 委託上限額内で実施 |

**２ 参加資格要件**

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

⑴ 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4 に該当しないこと。

⑵ 民事再生法(平成11 年法律第225 号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。

⑶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2号又は第6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

⑷ 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成30 年佐渡市訓令第17 号）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

⑸ 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。

⑹ 佐渡市内に本社または支社を有しており、契約主体になること。

**３ 実施スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 日　　程 |
| プロポーザル参加者募集開始 | 令和６年６月24日（月） |
| 質問書の受付期間 | 令和６年６月24 日（月）から令和６年７月１日（月）正午まで |
| 参加表明書の提出期限 | 令和６年７月１日（月）正午まで |
| 質問書に対する回答 | 令和６年７月４日（木）午後５時まで |
| 企画提案書の提出期限 | 令和６年７月11日（木）正午まで |
| 書類審査 | 令和６年７月16日（火）から令和６年７月18日（木）まで |
| 審査選定結果通知 | 令和６年７月22（月）【予定】 |

**４ 質問の受付**

　　本実施要領等に関する質問は次のとおり受け付ける。

⑴ 質問の受付期限

　 令和６年７月１日（月）正午まで

⑵ 提出方法

　 質問は、件名に「観光情報発信業務委託に係る質問（事業者名）」を明記のうえ、質問書（様式第１号）を添付し、電子メールにより提出すること。

⑶ 提出先

　 佐渡市観光振興部観光振興課　s-kanko@city.sado.niigata.jp

⑷ 回答方法

　 令和６年７月４日（木）午後５時までに参加表明書の提出者全員に電子メールで回答する。

**５ 参加表明書の提出等**

⑴ 資料の配布

　 実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

⑵ 参加

　 本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第２号）を提出すること。

⑶ 提出方法

　 件名に「観光情報発信業務委託に係る参加表明書（事業者名）」を明記のうえ、参加表明書（様式第２号）及び誓約書（様式第７号）を添付し、電子メールにより提出すること。

　 送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

⑷ 提出期限

　 令和６年７月１日（月）正午まで

⑸ 提出先

　 佐渡市観光振興部観光振興課

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp　電話：0259-67-7602

　⑹ 辞退の方法

　　 参加表明書提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限前日までに辞退届（様式第３号）を電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

**６ 企画提案書の提出等**

　　企画提案書は、参加表明書の提出を行って参加資格の確認を受けた事業者のみ、提出できるものとし、次により提出すること。

　⑴ 提出期限

　　 令和６年７月11日（木）正午必着

　⑵ 提出先

　　 佐渡市観光振興部観光振興課

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp　電話：0259-67-7602

　⑶ 提出方法

　　 件名に「観光情報発信業務委託に係る企画提案書（事業者名）」を明記のうえ、電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

　⑷ 提出書類（データをメールに添付）

　　（様式４） 企画提案書等提出書

　　（様式５） 企画提案者に関する調書

　　 （様式６） 業務実施体制調書

　　 （任意様式）企画提案書

　　 （任意様式）見積書

**７ 提出資料の取扱い等**

　⑴ 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。

　⑵ 提出された企画提案書について書き換え又は撤回することはできない。

　⑶ 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

**８ 企画提案の審査・方法**

　⑴ 審査方法

　　 本プロポーザル参加者による企画提案を受け、「観光情報発信業務委託プロポーザル審査基準」に基づき書類審査による評価を行い、受託候補者を選定する。

　⑵ 審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査事項 | 配点 |
| 的確性 | ・業務の目的や主旨を十分に理解しているか・実施手段が適切で、具体的かつ実現性のある内容となっているか。・ターゲットのニーズを把握し、佐渡の魅力が伝わる記事の提案がなされているか。 | 35点 |
| 独創性 | ・ターゲットの来訪に繋がるような工夫がなされているか。・今までにない斬新な記事内容になっているか。・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。 | 35点 |
| 業務遂行能力 | ・業務を実施するうえで十分な体制か。・業務を円滑かつ効率的に実施できる計画あるか。・過去に本業務と類似の業務実績があり、受託者として十分であるか。 | 20点 |
| 費用の妥当性 | ・提案内容に対して妥当な価格設定となっているか。 | 10点 |

　⑶ 受託者の選定

　　 審査の結果、得点の最も高い者が最優秀提案者に選定される。また、市が定める基準を満たす企画提案が無かった場合、再度企画競争を行う。

　⑷ 審査結果の通知及び公表

　　 結果については、すべての提案者に電子メールにより通知する。また、受託候補者は佐渡市ホームページに公表する。なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

**９ 失格又は無効**

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

　⑴ 「２ 参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案。

　⑵ 「５ 参加表明書の提出等」に定める参加表明書を提出しなかった者による提案。

　⑶ 「６ 企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。

　⑷ 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

　⑸ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

　⑹委託上限額を超過した提案

**10 契約手続等**

　本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市との契約関係は生じない。

⑴ 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

**11 その他留意事項**

⑴ 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

⑵ 提案者が1者しかいない場合においても、書類審査により選定を行う。

**12 問い合わせ先**

　 〒952-1292　新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市役所観光振興部観光振興課

電話：0259‐67‐7602

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp